

# 白岡町立小・中学校就学指定校変更について

児童・生徒の就学すべき小・中学校（指定校）については、教育委員会が住民基本台帳の住所に基づき指定しています。しかし、特別な理由等により指定校以外の町内の学校へ就学を希望する場合は、保護者がその旨を教育委員会へ申請し、承認を受け、就学先を変更することができます。これを「指定校の変更」と言います。

この承認基準を次の表（抜粋）のとおり新たに決めましたので、お知らせします。詳細については、教育総務課にお問い合わせください。

なお、通学の条件は次のとおりです。登下校中の事故などには、細心の注意を払い、保護者の責任において対応していただくこととなります。通学方法は、原則徒歩。自転車通学は安全上の問題から認めていません。

申請・問合せ 教育総務課学務担当まで 内線253・254

白岡町立小・中学校就学指定校変更承認基準表（抜粋）

区分	承認基準	対象学年	承認期間	添付書類
町内転居	・転居後、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合で通学上支障のないとき。	全学年	卒業まで	住民異動届の写し
転居予定	・住宅の新築、購入等により、転居することが確実であり、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校を希望する場合。	全学年	転居するまで	売買契約書、工事請負契約書、建築確認申請書等の写し等
身体的理由	・身体的理由により、指定校以外の学校を希望する場合。	全学年	必要と認める期間	医師の診断書等
両親共働き等	・保護者が住所地以外の通学区域で店舗等を経営している場合や共働き又は父子・母子家庭で児童を祖父母等の家に預けている場合に店舗等又は祖父母宅等のある通学区域の学校を希望するとき。	小学校全学年	必要と認める期間	営業証明書、勤務証明書、児童を保護する旨の証明書
兄弟姉妹関係	・指定校変更の承認を受けた児童・生徒の兄弟姉妹で同一校の就学を希望する場合。	全学年	卒業まで	
指定校変更児童の中学校入学	・指定校変更の承認を受けた児童が中学校に入学する場合において、在籍する小学校を通学区域とする中学校を希望する場合。	新中学1年生	卒業まで	
その他教育的配慮等	・いじめ、不登校等の解消のため変更する場合。	全学年	卒業まで	学校長の意見書等
	・負債、DV等により住所移転の手続きができない場合。	全学年	必要と認める期間	
	・指定校に希望する部活動がない場合。（複数の中学校に希望する部活動がある場合は、自宅からの通学距離が最短の中学校とする。）	中学校全学年	卒業まで	
	・その他具体的な事情に則して教育委員会が相当と認めた場合。	全学年	必要と認める期間	